

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 抄 新旧対照条文
 ○ 公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公害審査委員候補者）</p> <p>第十八条 審査会を置かない都道府県においては、毎年又は一年を超え三年以下の期間で条例で定める期間ごとに、都道府県知事は、公害審査委員候補者九人以上十五人以内を委嘱し、公害審査委員候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成しておかなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（公害審査委員候補者）</p> <p>第十八条 審査会を置かない都道府県においては、都道府県知事は、毎年、公害審査委員候補者九人以上十五人以内を委嘱し、公害審査委員候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成しておかなければならない。</p> <p>2 公害審査委員候補者は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、委嘱されなければならない。</p>